

子育て世帯・離婚家庭等の子育て世帯への臨時特別給付金

児童1人につき **10万円支給**
申請期限 **4月28日(木)【必着】**

2022年3月に生まれた子どもを養育している方へ 子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルスの影響が長期化する中、子育て世帯を支援するため、児童1人につき10万円を支給しています(所得制限あり)。3月に生まれた子どもを養育している方は至急手続きしてください。

離婚家庭等の方へ 子育て世帯への臨時特別給付金(支援給付金)

離婚等により、現に子どもを養育しているにもかかわらず、子育て世帯への臨時特別給付金を受け取っていない方に支給を行います。

- ▶**支給対象者** 次の①～③のいずれかに該当する方
- ①2021年9月分の児童手当の受給者でなかったが、22年3月分の児童手当の受給者になった方

- ②21年9月30日において高校生等を養育していなかったが、22年2月28日時点において高校生等を養育している方



- ③その他これらに準ずる方
DV特例・施設特例の所要の手続きを行っておらず、給付金の支給先が変更されていない場合、養子縁組や海外からの帰国により、養育者が代わっている場合等
- ※元養育者からすでに給付金の一部を受け取っていたり、児童のために使っている場合はその額を差し引いた額を支給します。

- ▶**申請方法** 市民課または各振興局市民福祉課窓口での手続きか、市ホームページで申請用紙をダウンロードし、市民課宛に郵送してください。詳細は、市ホームページで確認、または問い合わせください。
- ※申請期限後の受付はできません。

《問合せ》

市民課 ☎21-9015 または各振興局市民福祉課

家計が急変した世帯は相談を。書類が届いた世帯は早期手続きを

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

1世帯につき **10万円支給**
申請期限 **9月30日(金)【必着】**

住民税非課税世帯として給付金の対象となると考えられる方(対象者①)に、2月中旬に確認書を送付しています。確認書を受け取っている方は、内容を確認の上、返送してください。

確認書を受け取っていない世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響で2021年1月以降の家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にある世帯もこの給付金の対象になります(対象者②)。

▶対象者

①住民税非課税世帯

基準日(2021年12月10日)において世帯全員の2021年度分の住民税均等割が非課税である世帯

②家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて2021年1月以降の家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※いずれの場合も住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は除く

▶手続き

- ①に該当する可能性がある方には確認書を郵送しています。記載内容を確認し、必要事項を記入し、返送してください。
- ②に該当すると思われる方は申請が必要です。社会福祉課まで問い合わせてください。

▶受取方法

- ①の方は確認書の内容を確認後、振り込みます。
- ②の方は申請に基づき、審査の上決定します。決定後1カ月程度で指定口座に振り込みます。

《問合せ》 社会福祉課給付金専用窓口 ☎21-9005

新型コロナによる自宅待機等で外出ができない家庭への生活支援

新型コロナウイルス感染症のため、自宅待機等で外出ができない家庭に対し、安心して在宅生活を送れるよう、自宅待機などの期間中、必要な食事や日用品などを提供します。

対象者

本市在住で、以下の1、2、3のいずれかに該当し、支援を希望する家庭

- 1 新型コロナウイルスに感染し、自宅待機となる方
- 2 濃厚接触者となった方
- 3 1・2の方と同居しており、外出ができない状況にある方

※同居または同居以外の家族等で、外出可能な方がいる場合は、このサービスは利用できません。

※県支援セット(マスク、消毒薬など衛生資材とレトルト食品のセット)との重複はできません。

支援内容

食糧の配付(外出できない期間が限度)

○宅配弁当

以下のア、イに該当する世帯で宅配弁当の配達を希望する家庭に対し、1日3食、2回(昼食分、夕食・朝食分)配達します。

ア 65歳以上の高齢者のみの世帯

イ 小学生以下のこどもが同居している世帯
「レトルト食品パック」を希望する場合や配食業者の対応範囲を超える場合は「レトルト食品パック」の配付となります。

○レトルト食品パック

上記以外の世帯には、レトルト食品等を1世帯1セット1回配布します。

内容の例 パックごはん、レトルトおかゆ、レトルトカレー、レトルト丼、カップ麺、缶詰、野菜ジュース等

▷**利用料金** 自己負担なし

▷**配付方法**

- ・宅配弁当 宅配弁当業者
- ・レトルト食品セット 社会福祉協議会または宅配業者



感染対策セットの配付(1世帯1セット1回)

▷**内容** 手指消毒薬・マスク・ティッシュペーパー・トイレットペーパー・使い捨て手袋など、本市が指定する物品

▷**利用料金** 自己負担なし

▷**配付方法** 豊岡市社会福祉協議会または宅配業者

特定の日用品の配達(1世帯1回)

紙おむつ・女性用衛生用品・粉ミルク等、本市が指定する物品

▷**利用料金** 商品代金自己負担

▷**配達** 社会福祉協議会

申込み

対象者に該当し、支援を希望する場合は、健康増進課へ電話で申し込んでください。

利用にあたっては、療養期間の目途などを市が豊岡健康福祉事務所に確認します。

また、物品等の配達を行う、宅配弁当業者、社会福祉協議会、宅配業者に対象世帯の代表者氏名、住所等を提供しますのであらかじめ了承の上、申し込んでください。

《申込み・問合せ》健康増進課 ☎24-1127

新型コロナワクチン未接種者への差別の防止

新型コロナワクチン接種については、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、予防接種法の規定に基づき実施しています。

しかし、ワクチン接種は強制ではなく努力義務であり、各個人が予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、接種を受けることとされています。

接種を受けたくても病気やアレルギーなどさ

まざまな事情で接種を受けられない人もいます。

また、小児のワクチン接種については、国の方針により現時点では努力義務となっていません。接種を受けない(受けられない)ことによって、いじめや偏見など差別的な対応が無いよう、配慮をお願いいたします。

【法務省STOPコロナ差別】

《問合せ》健康増進課 ☎24-1127

